

平成25年度会計

定期監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成26年10月

島根県監査委員

監 第 1 0 5 号

平成26年10月22日

島根県議会議長
島根県知事
島根県教育委員会委員長
島根県公安委員会委員長
島根県人事委員会委員長
島根県労働委員会会長

} 様

島根県監査委員 藤間 恵一

島根県監査委員 平谷 昭

島根県監査委員 錦織 厚雄

島根県監査委員 後藤 勇

平成25年度会計に係る定期監査の結果に関する報告及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成25年度会計に係る定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成27年9月末日までに行ってください。

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査の対象事務	1
2	監査実施機関及び方法	1
3	監査実施期日	1
第2	監査の結果	2
1	監査結果	2
(1)	総括	2
(2)	重点的監査事項	2
(3)	指摘・指示事項	3
(4)	公表	3
2	指摘事項	4
(1)	収入関係事務	4
(2)	支出関係事務	4
(3)	契約関係事務	5
3	指示事項の主なもの	6
(1)	収入関係事務	6
(2)	支出関係事務	6
(3)	契約関係事務	6
(4)	財産関係事務	6
(別紙1)	平成25年度会計監査実施機関及び実施期日(本庁等)	7
(別紙2)	〃 (地方機関：実地監査)	8
(別紙3)	〃 (地方機関：書面監査)	9

意見

第1	本年度の意見	10
1	定期監査の結果に関する意見	10
(1)	県立高校における電子計算システムの保守業務委託契約について	10
(2)	自動販売機設置に係る行政財産の有効活用について	10
(3)	物品管理の適正化について	11
(4)	履行検査事務の適正化について	11
(5)	会計事務の適正化について	11
2	組織及び運営の合理化に資するための意見	13
(1)	「予算執行の実績並びに主要施策の成果」と「行政評価結果」の 関連について	13
(2)	障がい者就労施設等からの物品等の調達について	13
(3)	職員の健康管理対策について	13
(4)	県民に分かりやすい情報伝達・広報について	14
第2	昨年度の意見に対する措置状況の評価	15

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成25年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

なお、定期監査の実施に当たっては、重点的監査事項として、委託契約に係る履行確認について、特に留意して監査を実施した。

2 監査実施機関及び方法

本庁等については全80機関を实地監査した。また、地方機関については49機関を实地監査し、59機関は書面監査した。

实地監査は監査資料等及び職員監査をもとに事務処理の実態を調査し、機関の長から状況聴取を行った。

書面監査は、監査資料等により事務処理の状況を調査し、必要に応じて説明を求めた。

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数	監査実施方法	
			实地監査	書面監査
本 庁 等	80	80	80	—
地 方 機 関	142	108	49	59
計	222	188	129	59

3 監査実施期日

本 庁 等 平成26年7月15日から8月26日まで(別紙1 7ページのとおり)

地 方 機 関 平成26年1月15日から3月13日まで及び

平成26年5月27日から7月16日まで(別紙2,3 8,9ページのとおり)

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、重点的監査事項に係る監査結果及び今回是正、改善を要するものとして指摘、指示した事項等については次のとおりである。

(2) 重点的監査事項

今年度を実施した定期監査においては、委託契約に係る履行確認について、特に留意して監査を行った。

今回次の2点について監査を行ったが、その内容及び結果は次のとおりである。

なお、この結果に対する意見は後述のとおりである。

ア. 庁舎等保守管理業務の一元化執行について

庁舎管理事務の一元化執行は平成25年度から開始されたところであるが、執行に当たっては、契約締結、履行確認及び支払の実施機関が分散することから、適正な事務処理には機関相互の連携が必要不可欠である。

今回の定期監査ではこうした点も踏まえて、委託契約の執行伺から履行確認、支払までが適切に行われているかについて確認した結果、おおむね適正に執行されていた。

特に施設管理の専門家が配置されていない単独庁舎にとって、定期的に専門技術者による点検が行われ、修繕が必要な箇所について迅速な対応が可能となった点は、評価できる。

イ. 電子計算システムの保守業務委託契約について

平成24年度会計の定期監査で、電子計算システムの保守業務委託契約において、執行伺の積算と業務仕様書の内容が明確でないため、履行確認が十分でないと思われる事例がみられた。

このため、今回の定期監査において、本庁及び地方機関の電子計算システムの保守業務委託契約について、執行伺から履行確認、支払までが適正に行われているかを確認した。

この結果、県立高校において、執行伺の積算、業者見積書、業務仕様書それ

ぞれの記載内容が不揃いのため、適正な履行確認ができていないと思われる事例が多数見受けられたので、後述のとおり意見を提出する。

(3) 指摘・指示事項

指摘事項は、収入、支出及び契約に関するものが6件であった。

指示事項は、収入、支出、契約及び財産に関するものが194件であった。

(単位：件)

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	合 計
指 摘	0	2	3	1	0	0	6
指 示	0	42	88	38	0	26	194
合 計	0	44	91	39	0	26	200

(4) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘、指示事項に該当する機関にあつては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

2 指摘事項

(1) 収入関係事務

① 収入の調定事務が適当でないもの

行政財産の目的外使用に係る使用料の収入について、誤って平成24年度の調定で処理を行っていた。

行政財産の区分	土地
許可数量	電柱7本、支線1条、支柱1本
許可期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日
使用料	13,500円（平成25年度分）
調定日	平成25年3月27日

外11件

(三刀屋高等学校)

② 債権確保の措置が適当でないもの

道路占用料の納入期限が到来後も未納のものについて、督促がされていないものがあった。(1件 30,000円)

(出雲県土整備事務所)

(2) 支出関係事務

① 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの

ア 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計において、消費税及び地方消費税の中間納付に際して、消費税と地方消費税の割合を誤って算定したため、最終納付額について消費税に過納額、地方消費税に不足額が生じ、地方消費税の不足額について延滞税が発生していた。

法定納期限	平成25年9月30日
修正申告日	平成25年11月29日
延滞税	2,500円

(医療政策課)

イ 源泉徴収所得税（復興特別所得税）の支払時期が遅延し、加算税及び延滞税が発生していた。

納付期限	平成26年1月10日
納付日	平成26年2月14日
対象金額	846,600円

加算税 42,000円

延滞税 2,300円

(議会事務局)

② 添付すべき請求書類がないもの

平成26年3月分の通信回線(イーサネット)使用料(77,700円)について、請求書を受理していないにもかかわらず、支出手続がなされていた。

(企業局東部事務所)

(3) 契約関係事務

歯科材料(技工材料)購入契約について、財務規程第107条の表第2号の規定に基づき随意契約されていたが、予定価格が限度額を超えていた。

(中央病院)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

① 調定事務

使用料等の収入手続について、調定期が1ヶ月以上遅延したものがあつた。

② 収納事務

使用料等の収入について、納入期限までに収入されず、3ヶ月以上遅延したものがあつた。

(2) 支出関係事務

① 支出手続

ア 契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、3ヶ月以上遅延したものが多数あつた。

イ 重要な支出について行わなければならない出納機関に対する事前協議がされていないものがあつた。

② 支出事務

資金前渡整理簿に記載されていないもの、記載内容が誤っているものがあつた。

(3) 契約関係事務

① 契約事務

業務委託契約書等で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項の一部（暴力団排除等）が記載されていないものがあつた。

② 履行検査

検査員の指定がされていないものがあつた。

(4) 財産関係事務

物品の使用責任者について、物品整理票への記載又は使用責任者記録簿作成のいずれも行っていない所属がみられた。

平成25年度会計監査実施機関及び実施期日（本庁等）

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局 (4)	政策企画監査室	平成26年8月26日	商工労働部 (7)	商工政策課	平成26年8月25日
	秘書課	平成26年8月7日		観光振興課	平成26年8月19日
	広聴広報課	平成26年8月7日		しまねブランド推進課	平成26年8月19日
	統計調査課	平成26年8月19日		産業振興課	平成26年8月18日
総務部 (7)	総務課	平成26年8月7日		企業立地課	平成26年8月7日
	人事課	平成26年8月25日		中小企業課	平成26年8月6日
	財政課	平成26年8月25日		雇用政策課	平成26年8月7日
	税務課	平成26年7月25日	土木部 (13)	土木総務課	平成26年8月19日
	管財課	平成26年8月4日		技術管理課	平成26年8月5日
	営繕課	平成26年7月24日		用地対策課	平成26年8月5日
	総務事務センター	平成26年8月4日		道路維持課	平成26年8月5日
防災部 (3)	消防総務課	平成26年8月18日		道路建設課	平成26年8月5日
	防災危機管理課	平成26年8月18日		高速道路推進課	平成26年8月5日
	原子力安全対策課	平成26年8月18日		河川課	平成26年7月25日
地域振興部 (5)	地域政策課	平成26年8月26日		斐伊川神戸川対策課	平成26年7月25日
	しまね暮らし推進課	平成26年8月19日		港湾空港課	平成26年8月5日
	市町村課	平成26年8月8日		砂防課	平成26年7月24日
	情報政策課	平成26年8月18日	都市計画課	平成26年7月23日	
	交通対策課	平成26年8月19日	下水道推進課	平成26年8月5日	
環境生活部 (6)	環境生活総務課	平成26年8月26日	建築住宅課	平成26年8月7日	
	人権同和対策課	平成26年8月6日	出納局	平成26年8月26日	
	文化国際課	平成26年8月18日	企業局	平成26年7月15日	
	自然環境課	平成26年8月7日	議会事務局	平成26年8月26日	
	環境政策課	平成26年8月19日	教育委員会 (10)	教育庁総務課	平成26年8月6日
健康福祉部 (8)	廃棄物対策課	平成26年8月25日	教育施設課	平成26年7月23日	
	健康福祉総務課	平成26年8月7日	高校教育課	平成26年7月25日	
	地域福祉課	平成26年8月4日	特別支援教育課	平成26年7月23日	
	医療政策課	平成26年7月24日	義務教育課	平成26年7月25日	
	健康推進課	平成26年8月6日	保健体育課	平成26年7月24日	
	高齢者福祉課	平成26年8月4日	社会教育課	平成26年7月23日	
	青少年家庭課	平成26年8月4日	人権同和教育課	平成26年8月6日	
	障がい福祉課	平成26年7月24日	文化財課	平成26年7月25日	
薬事衛生課	平成26年8月6日	福利課	平成26年8月6日		
農林水産部 (10)	農林水産総務課	平成26年8月6日	公安委員会	警察本部	平成26年8月18日
	農業経営課	平成26年7月23日	人事委員会事務局	平成26年8月25日	
	農畜産振興課	平成26年8月5日	監査委員事務局	平成26年8月8日	
	食料安全推進課	平成26年7月23日	労働委員会事務局	平成26年8月26日	
	農村整備課	平成26年7月24日			
	農地整備課	平成26年7月24日			
	林業課	平成26年8月5日			
	森林整備課	平成26年8月5日			
	水産課	平成26年8月4日			
漁港漁場整備課	平成26年8月4日				
			合計	80機関	

平成25年度会計監査実施機関及び実施期日（地方機関：実地監査）

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (5)	東京事務所	平成26年7月8日	病院局 (2)	中央病院	平成26年7月16日
	隠岐支庁県民局	平成26年6月4日		こころの医療センター	平成26年7月16日
	隠岐支庁農林局	平成26年6月4日	教育委員会 (18)	出雲教育事務所	平成26年5月29日
	東部県民センター	平成26年5月28日		西部社会教育研修センター	平成26年1月29日
	西部県民センター	平成26年6月3日		少年自然の家	平成26年1月23日
環境生活部	美術館	平成26年5月27日		安来高等学校	平成26年5月27日
健康福祉部 (8)	出雲保健所	平成26年1月29日		松江南高等学校	平成26年5月28日
	浜田保健所	平成26年6月3日		松江商業高等学校	平成26年5月27日
	出雲児童相談所	平成26年5月29日		横田高等学校	平成26年6月3日
	浜田児童相談所	平成26年1月29日		飯南高等学校	平成26年1月15日
	女性相談センター	平成26年1月29日		出雲高等学校	平成26年6月4日
	心と体の相談センター	平成26年5月28日		出雲工業高等学校	平成26年1月29日
	島根あさひ社会復帰促進センター診療所	平成26年1月29日		大社高等学校	平成26年6月4日
	食肉衛生検査所	平成26年6月5日		大田高等学校	平成26年1月23日
農林水産部 (4)	東部農林振興センター 雲南事務所	平成26年6月3日		江津工業高等学校	平成26年1月23日
	西部農林振興センター 県央事務所	平成26年6月5日		浜田商業高等学校	平成26年5月28日
	農林大学校	平成26年1月23日		浜田水産高等学校	平成26年1月22日
	浜田水産事務所	平成26年6月3日		益田高等学校	平成26年5月29日
商工労働部	大阪事務所	平成26年7月8日		益田養護学校	平成26年1月30日
土木部 (4)	雲南県土整備事務所	平成26年1月15日		江津清和養護学校	平成26年1月23日
	県央県土整備事務所	平成26年1月31日	公安委員会 (4)	出雲警察署	平成26年5月29日
	浜田河川総合開発事務所	平成26年1月22日		川本警察署	平成26年1月31日
	浜田港湾振興センター	平成26年5月28日		浜田警察署	平成26年5月28日
企業局 (2)	東部事務所	平成26年7月15日		益田警察署	平成26年1月30日
	西部事務所	平成26年7月15日			
			合 計	49機関	

(注) 実地監査は毎年実施することを原則としているが、組織の規模等により毎年、隔年、または3年に1回の間隔で実施

平成25年度会計監査実施機関及び実施期日（地方機関：書面監査）

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
総 務 部 (3)	東部県民センター出雲事務所	平成26年1月15日 ～3月13日	公安委員会 (6)	宍道高等学校	平成26年1月15日 ～3月13日
	西部県民センター益田事務所			大東高等学校	
	公文書センター			三刀屋高等学校	
防 災 部	消防学校			平田高等学校	
地域振興部	中山間地域研究センター			出雲商業高等学校	
環境生活部	芸術文化センター			出雲農林高等学校	
健康福祉部 (5)	雲南保健所			漣摩高等学校	
	県央保健所			矢上高等学校	
	保健環境科学研究所			江津高等学校	
	益田児童相談所			浜田高等学校	
	わかたけ学園			益田翔陽高等学校	
農林水産部 (7)	東部農林振興センター 松江家畜衛生部			隠岐島前高等学校	
	東部農林振興センター 出雲事務所			盲 学 校	
	東部農林振興センター 出雲家畜衛生部			松江ろう学校	
	西部農林振興センター 益田事務所			浜田ろう学校	
	西部農林振興センター 益田家畜衛生部			松江養護学校	
	畜産技術センター			出雲養護学校	
	水産技術センター			石見養護学校	
	商工労働部			西部高等技術校	
土 木 部 (2)	出雲県土整備事務所			隠岐養護学校	
	益田県土整備事務所			松江清心養護学校	
教育委員会 (32)	松江教育事務所			松江緑が丘養護学校	
	島根県教育センター			松江警察署	
	島根県教育センター 浜田教育センター			安来警察署	
	図書館			雲南警察署	
	埋蔵文化財調査センター			大田警察署	
	古代出雲歴史博物館			江津警察署	
	情報科学高等学校			隠岐の島警察署	
	松江東高等学校				
	松江工業高等学校				
	松江農林高等学校				
		合 計	59機関		

(注) 書面監査は25年度に実地監査を実施しない機関について実施

第1 本年度の意見

1 定期監査の結果に関する意見

(1) 県立高校における電子計算システムの保守業務委託契約について（教育施設課）

県立高校における電子計算システムの保守業務委託の執行について、執行伺の設計金額の積算、契約相手方を決定する際に提出された業者の見積書並びに契約書に添付された業務仕様書の業務内容の記述が不揃いで、整合がとれていないものが多くみられた。

業務委託の適正な執行のためには、サーバ、パソコン及びシステムの点検・保守並びに障害発生時対応等の業務内容について、契約当事者間で明確に認識され、契約相手方の業務提供と発注者である県の履行確認が、約定した業務内容に基づき確実に行われなければならない。

については、各学校の実態を調査し、修正を要する契約については個別に指導・助言を行うとともに、各学校における適正な契約事務に資するよう必要に応じて参考例を示す等検討されたい。

(2) 自動販売機設置に係る行政財産の有効活用について（管財課、教育施設課、警察本部）

県有財産について、長期的・全庁的な視点に立って一層の有効活用を図っていく必要があることから、本年4月に『島根県県有財産利活用方針』が策定され、知事部局、教育委員会及び警察本部が所管する県有財産の貸付料の見直し等に取り組まれているところである。

こうしたなか、庁舎等への自動販売機の設置について、これまでの行政財産の目的外使用許可から行政財産の貸付への切替えを進めるものとし、なかでも可能なものについては、公募による設置業者の選定が検討されている。

については、財産の各所管部局にあっては、施設のもつ特性や立地条件等により自動販売機の売上数量に多くを見込めない場合もあろうが、できるだけ多くの施設で公募制度が導入されるよう検討されたい。

(3) 物品管理の適正化について（出納局）

物品管理の適正化については、これまでも折に触れ意見を述べてきたが、物品管理システムが導入された昨年度は、重点的監査事項として監査を行い、物品データの精度向上などについて意見を述べた。

今回の監査において、物品管理システムの稼働に伴い、新たに会計規則に定められた「使用責任者記録簿」の作成の趣旨が十分に理解されているとは言えない状況にあり、必要な処理が行われていない所属が見受けられた。

については、出納局にあっては、「使用責任者記録簿」作成の趣旨及び規則の解釈等、物品管理に係る適正な取扱いについて改めて周知徹底を図られたい。

また、使用責任者に関して、所属での事務処理ができる限り軽減されるよう、システムの改善も検討されたい。

(4) 履行検査事務の適正化について（出納局）

会計規則に基づき検査調書作成が必要なものの履行検査について、起案文書等に検査員の指定が明記されていないものが昨年度に比べて多く見られた。

適正な履行検査を行うためには、一定金額以上の重要なものについて、会計規則で指定行為が必要とされている検査員を、あらかじめ起案文書等に明記しておく必要があると考える。

については、少なくとも検査調書を作成する必要がある契約金額が200万円以上のものについて、指定された検査員を起案文書等に明記するよう指導されたい。

(5) 会計事務の適正化について（各執行機関、出納局、人事課、総務事務センター）

会計事務の適正化については、これまでの定期監査の意見でも繰り返し述べてきたにもかかわらず、今回の監査においても、収入調定、支出負担行為に係る処理等、会計知識の不足等に起因する軽微なミスや、旅費の領収書の記載不備など、職員及び決裁者の認識不足や所属のチェック体制の不備による誤った事務処理が見受けられ、これらは地方機関より本庁で多く見られた。

については、各執行機関においては、チェック機能を高め、会計事務の適正な執行に努めるとともに、人事課・総務事務センターにあっては、旅費精算確認の適正処理を繰り返し周知し、徹底を図られたい。

また、出納局にあっては、会計処理の相談や検査、研修を強化するなど職員の能力向上を図るとともに、各所属の状況に応じたOJT研修、重点的な会計検査、

ミスの多い事例の周知徹底など、よりきめ細かい会計事務への支援を行われたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 「予算執行の実績並びに主要施策の成果」と「行政評価結果」の関連について (政策企画監室、財政課)

各所属においては、前年度施策の実績、評価を表すものとして、毎年度行政評価に取り組み「行政評価結果」を作成する一方で、議会説明資料「予算執行の実績並びに主要施策の成果」も作成している。

これらを作成する各所属にとっては、作業時期が互いに重なることもあり、職員の負担軽減を図る観点から、一体的な処理が求められるところである。

「予算執行の実績並びに主要施策の成果」は、予算に対する決算の状況を主として、事業実績や効果などが記載されており、一方、「行政評価結果」は、数値化した目標と実績、必要性・効率性などについての自己評価、目的達成のための課題などが記載されている。

については、双方の資料に齟齬はないのか検証を行った上で、事務の効率化を図るとともに、県民によりわかりやすい資料とするためにも、双方のメリットを活かした一体的な処理が行えるよう、検討されたい。

(2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達について（各執行機関）

障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化するため、本県では、かねてより当該施設からの物品等の調達を進めており、毎年度、実績を積み重ねてきたところである。

こうしたなか、地方公共団体等が当該施設等から優先的に物品調達を行うよう努めることを求めた障害者優先調達推進法が平成25年に施行されたことに伴い、毎年度定める調達方針に調達額の目標を定め、取組を強化してきている。

しかしながら、昨年度は目標を達成したものの、調達実績があるのは、全機関の1/3程度である。

については、各執行機関にあっては、調達方針の目的及び内容について職員に十分な浸透を図るとともに、物品等の調達に際しては、職員ポータル掲載の各施設の取扱商品等の情報収集を行うなどして、当該施設等からの調達の検討に努められたい。

(3) 職員の健康管理対策について（人事課、福利課）

知事部局及び教育委員会におけるメンタルヘルス不調者や心の病気による休職

者は近年増える傾向にある。

また、定期健康診断受診率は、知事部局が97.9%、教育委員会が99.7%であるが、精密検査受診率はともに61.4%と、まだ改善・向上の余地がある。

メンタルヘルス対策や長時間労働等過重労働対策については、研修等の実施、相談・指導・支援等の体制整備、さらには健康診断受診勧奨や風通しの良い職場環境づくり等の取組など、様々な対策が講じられてきている。

これら対策の重要性は今後ますます大きくなると思われるが、職員一人ひとりがそれぞれの立場で、自覚を持って積極的に心と体の健康管理に取り組む必要があり、職員のセルフケア能力の向上、管理監督者の業務管理・職場環境管理マネジメント能力の向上等を図り、実効性が高まるよう、引き続き着実な取組を進められたい。

(4) 県民に分かりやすい情報伝達・広報について（広聴広報課、各執行機関）

これからの県行政を推進する上で、とりわけ福祉・防災・防犯等の県民生活や地域社会の課題解決に向けた取組については、県民との協働が必要不可欠であり、県民にいかに早く必要な情報を伝達し、その理解を得られるか、さらに支援・参加・協働していただけるかが、施策推進・事業成就の大きな鍵を握ると思われる。

については、広聴広報課においては、各広報媒体の伝達効果・対象範囲等を検証するなどして、それぞれの媒体の強み・特性を活かし、また、ICT（情報通信技術）など新たな媒体も積極的に活用を図るなどして、より効果的な広報手段の確保に努められたい。

また、各執行機関においては、広報媒体の活用に加えて、イベント・説明会等をはじめとして、県民に働きかける多様な手段・場面を工夫・開拓し、様々な分野・世代の県民一人ひとりに、必要かつ有益な情報が、分かりやすく確実に伝達できるよう、取り組まれたい。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

(1) 旅費の支払事務について

①宿泊施設を業者手配する場合の見積書の記載内容について

(2) 支払事務に係る決裁・審査の適正な執行について

(3) 物品管理について

①不使用物品の有効利用と適正な処分・管理について

(4) 公共土木施設の維持管理・老朽化対策について

2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

(1) 年度替わりにおける適正な事務の執行について

(2) 旅費の支払事務について

①旅費の精算時における適正な事務処理について

(3) 納入期限を経過した港湾使用料の適正な徴収について

(4) 物品管理について

①物品管理の適正化について

(5) 会計事務の適正な執行について

3 次の事項については、改善措置の効果がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし。

平成25年度会計
定期監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成26年10月発行

島根県監査委員

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 県庁分庁舎

島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-5443

FAX(0852)22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp